

一般質問要旨

清新 4 番議員 高阪康彦

(議会基本条例を考える)

さて、現在、全国の自治体で、議会基本条例が制定されています。2010年末の段階で、都道府県では32%、市議会でも12%となり、2011年3月末には全国の自治体の10%強が制定をしています。現在も増加していると思われます。議会基本条例とは、制度的な定義はありませんが、初期に制定した議会が、議会改革として、議会運営の基本理念や、基本原則を定め、住民の議会への参加機会の保証、議会審議のあり方、議会と首長との関係、議会の組織などに関する条項を盛り込んだ議会基本条例を制定しました。その概念が、定着、普及したものであります。

この考え方の第1号が、2006年(平成18年)5月18日、全国に先駆け、初めて制定された、北海道栗山町の議会基本条例であります。この特色は、首長らが条例案を説明し、議員は質問するだけと云う、地方議会のあり方を見直し、活発な論議を促すために、議会は、その持てる権限を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を広く町民に明らかにする責務を有していると規定し、議員間の自由な討議や、執行部側の反問権などを認めました。(議会は町民に議会内容を明らかにする責務があると条例化しています)これ以降、各自治体が基本条例を制定する際には、栗山町の基本条例を参考としているようであります。

何故、今、議会基本条例が各自治体で制定されているのか考えてみたいと思います。

一つには、現在、一般的に首長主導で行われている自治体運営の中で、議会の形骸化や機能不全が批判されるようになり、議会が単なる執行側の追認機関となっていると指摘をされている事です。議会本来の役割は、行政の税の執行の適正をチェックをすることや、「住民意志を代表して政策を形成する」ことでもありますし、条例の提案権は首長と議会の双方にあります。現実的には、殆どが首長提案であり、殆どが可決をされています。住民から見れば、単なる「追認機関」と判断されても無理からぬところであり、これが議会不要論へと発展していきます。

二つには、地方自治改革が進められ、自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割が大きくなり、これに対応して議会改革を積極的に進める議会が出てきたこともあります。又、社会的には、バブルがはじけ、右肩上がりの経済が終わり、全て行政に任せる時代は終わり、住民参加の協働の行政が求められるようになり、議会の果たすべき役割がより重要となってきた事などです。

三つには、議会を構成する議員も、行財政改革で大幅に減員となり、一人一人の議員の責任が大きくなってきています。議員が議員としての活動は何なのかを考え、住民と議会の垣根を取り去り、橋渡しを努める責務が生まれてきた事もあります。

このような事から、議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、自治体に於ける政策立案、行政監視、論点開示などの議会の役割と、首長や住民とどのように向き合うのかを条文化し、真の地方自治を実現するためのルールが「議会基本条例」であります。

議会基本条例を制定することは、議会改革を進め、議会の政策立案能力を高め、政策提案を通じて首長と競い、二元代表制のもとでの議会の役割を確実に果たすことが出来ます。また、議会改革が議会基本条例の制定によって確定され、さらに発展する可能性もあります。

さて、議会基本条例は議会だけの問題でなく、執行側の関係も条例化しています。

そこで、一問目の質問をします。

栗山町の議会基本条例では、執行機関（町長）と議会の関係が次のように条例化しています。

町長は、議会に計画、政策、施策、事業などを提出するときは、その水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。と規定しています。1. 政策などの発生源 2. 検討した他の政策案などの内容 3. 他の自治体の類似する政策との比較検討 4. 総合計画における根拠又は位置づけ 5. 関係ある法令及び条例など 6. 政策等の実施にかかわる財源措置 7. 将来にわたる政策等のコスト計算など。7項目をを規定しています。

又、予算、決算案を議会に提出する場合も分かりやすい施策、又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるとしています。

現在の蟹江町議会の議案提出と比べて感想があればお答えください。

二問目の質問をします。栗山町の基本条例では、町長と議会及び議員の関係で、町長は議員の質問に対して議長、又は委員長の許可を得て反問することが出来る。と規定しています。この行政側からの反問は、議会と行政が保有する政策情報や、スタッフ数の圧倒的な差などから、行政側が議員に対し対等に反論するとかえって議会の審議が萎縮したり、議会の力が削がれたりする懸念が考えられます。反面、議員も無責任な質問、発言は出来なくなりますし、政策について論点を深めることも考えられます。議会基本条例に於いての反問権を町長は、どのように捉えておられるのかお伺いします。

三問目は今、地方自治改革が進められています。地方の事は地方に委嘱して地方自治体の役割や権限を強化することだと思います。例えば地方の独自税収でその地方の事業を実施するときは、その議会の役割、責任は大きくなります。議会が住民の意見を聞き、議会で政策を考え、執行側と議論をすることも考えられます。地方自治改革には、議会改革が絶対条件だと思いますが、町長の所見をお願いいたします。又、議会(議員)が行政に関係する議会内閣制と云う言葉があります。このことに関しても所見があればお伺いします。

自治体改革が進みますと、議会の果たす役割は大きくなります。又、地方自治の要である、住民、行政、議会との協働による、まちづくりが提唱されています。議会は住民の代表としての責任があります。その責任を果たす為には、蟹江町の将来を考えた、蟹江町の議会基本条例が必要と考えています。先日、議会運営委員会にて、運営委員長、議長に議会で取り上げて戴くようお願いを致しました。前述したように、基本条例は執行側とも関係いたします。蟹江町議会基本条例制定にご協力をお願い申しあげ質問を終わります。